東京大学大学院情報理工学系研究科規則

平成１３年３月１９日
評議会可決
沿革

（目的）

第１条　この規則は、東京大学大学院学則（以下「学則」という。）中、各研究科において定めるように規定されている事項及び東京大学大学院情報理工学系研究科（以下「本研究科」という。）において必要と認める事項について定めることを目的とする。

２　本研究科における教育課程、試験、入学及び修了等については、この規則に定めのあるもののほか、本研究科教育会議（以下「教育会議」という。）及び各専攻会議の議を経て、これを定める。

（教育研究上の目的）

第１条の２　本研究科は、情報理工学の体系的知識を身につけ科学的手法を追究して情報科学技術に関わる研究や開発を主導することのできる人材を養成し、情報理工学の発展に貢献することを目的とする。

２　各専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

（学期）

第１条の３　学年を４学期に分ける。

２　各学期の期間は、学則第４１条第３項により別に定められるところによる。

（修士課程の修了要件）

第２条　修士課程の修了要件は、学則第５条第１項の定めるところによる。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、特例として１年以上在学すれば足りるものとする。

２　前項のただし書の特例の適用に関し必要な事項は、別に定める。

（博士後期課程の修了要件）

第３条　博士後期課程の修了要件は、学則第６条第１項の定めるところによるものとし、本研究科で定めた所要科目を２０単位以上修得しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、特例として次の各号に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。

(1)　修士課程に２年以上在学し当該課程を修了した者　１年

(2)　前条第１項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者　修士課程における在学期間を含めて　３年

(3)　学則第１６条第２項第７号及び第８号の規定により入学した者　１年

２　前項ただし書の特例の適用に関し必要な事項は、別に定める。

（長期履修学生制度）

第３条の２　学則第２条第７項に定めるところにより、学生がそれぞれの課程の標準修業

年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、教育会議の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

２　前項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

（教育課程）

第４条　各専攻の授業科目の履修及び単位については、別表の定めるところによる。ただし、教育会議及び各専攻会議の議を経て、別段の定めをすることができる。

２　授業科目の単位数は、講義については１５時間、演習（輪講を含む。）については３０時間、実験又は実習については４５時間の授業時間をもって１単位とする。

（履修方法）

第５条　学生は、指導教員の指示によって授業科目を履修し、必要な研究指導を受けるものとする。

第６条　修士課程においては、指導教員の許可を得て、次の各号に掲げる科目を修得した場合は、別に定める単位数の限度内で、これを修士課程の単位とすることができる。

(1)　学部及びグローバル教育センターの科目

(2)　他の専攻、他の研究科又は教育部の科目

第７条　博士後期課程においては、指導教員の許可を得て、次の各号に掲げる科目を修得した場合は、別に定める単位数の限度内で、これを博士後期課程の単位とすることができる。

(1)　学部及びグローバル教育センターの科目

(2)　修士課程の科目

(3)　他の専攻、他の研究科又は教育部の科目

２　修士課程において、修了に必要な単位を超えて修得した単位は、指導教員の許可を得て、１０単位を限度として、博士後期課程の単位数に加えることができる。

（他の大学の大学院又は研究所等における研究指導）

第８条　学則第１２条に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導は、指導教員の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。

２　前項に定めるもののほか、他の大学の大学院又は研究所等における研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

（履修科目届及び受験届）

第９条　学生は、授業科目を履修しようとするとき又は履修した授業科目について単位を修得しようとするときは、指定の期間内に所定の様式により届け出なければならない。

（試験）

第１０条　試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、担当教員は、平常の成績又は報告をもって試験に代えることができる。

２　前項のほか、特に必要な場合は、教育会議の議を経て、追試験を行うことができる。

（学位論文）

第１１条　学生は、指導教員の指導を受けて、指定の期間内に学位論文を研究科長に提出す

るものとする。

（最終試験）

第１２条　最終試験は、所要科目及び単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文を提出した者について行う。

２　最終試験の期日及び試験の方法については、あらかじめ発表する。

（学位の授与）

第１３条　学則第５条第１項に定める修了要件を満たした者には、修士（情報理工学）の学位を授与する。

第１４条　学則第６条に定める修了要件を満たした者には、博士（情報理工学）の学位を授与する。

（所属専攻の変更）

第１５条　所属専攻の変更は、特別の事情がある場合に限り、教育会議の議を経て、これを許可することができる。

２　所属専攻を変更した者の変更後の専攻の在学期間は、変更前の在学期間と通算する。

３　所属専攻を変更した者の変更前の専攻において修得した単位は、専攻会議の認定により、第４条に規定する単位に算入することができる。

（入学資格）

第１６条　修士課程に入学することのできる者は、学則第１６条第１項（第８号を除く。）の定めるところによる。

２　博士後期課程に入学することのできる者は、学則第１６条第２項各号の定めるところによる。

３　前項の場合において、学則第１６条第２項第７号及び第８号に規定する資格要件を認定する基準は、別に定める。

（再入学）

第１７条　修士課程又は博士後期課程を中途退学した者で、当該課程に再入学を志願する者については、学年の初め又は学期の初めに限り、教育会議の議を経て、入学を許可することができる。

２　再入学者は、退学前に所属した専攻に所属するものとする。

３　再入学者の在学期間は、教育会議の議を経て、これを定める。

４　再入学者が退学前の専攻において修得した単位については、第１５条第３項の規定を準用する。

（修士入学）

第１８条　本学大学院において修士の学位を得た者で、更に修士課程に入学を志願する者の選抜については、新たに入学を志願する者の例による。ただし、この場合においては、教育会議の議を経て、入学試験の一部を免除することができる。

２　前項により入学した者については、教育会議の議を経て、在学期間を１年とすることが

できる。
3　第１項により入学した者が前に在学した専攻において修得した単位は、専攻会議の認定により、第４条に規定する単位に算入することができる。
（博士入学）
第１９条　本学大学院において博士の学位を得た者で、更に博士後期課程に入学を志願する者の選抜については、前条第１項の規定を準用する。
2　前項により入学した者については、教育会議の議を経て、在学期間を２年とすることができる。
3　第１項により入学した者が前に在学した専攻において修得した単位は、専攻会議の認定により、第４条に規定する単位に算入することができる。
（転入学及び転科）
第２０条　学則第２３条に定める転入学及び第２４条に定める転科の受け入れについては、別に定める。
（特別研究学生）
第２１条　学則第３２条に定める特別研究学生の受け入れは、当該学生の所属する大学の大学院又は研究科等の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。
2　前項に定めるもののほか、特別研究学生の受け入れに関し必要な事項は、別に定める。
（大学院研究生）
第２２条　大学院研究生については、学則及び東京大学大学院研究生規則によるもののほか、その取扱いの細目については、本研究科において別に定める。
（大学院科目等履修生）
第２３条　学則第３１条の２に定める大学院科目等履修生の受入れは、申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。
2　前項に定めるもののほか、大学院科目等履修生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。
附　則
この規則は、平成１６年４月２０日から施行する。
附　則
この規則は、平成１７年４月１日から施行する。
附　則（抄）
1　この規則は、平成１７年４月１日から施行する。
附　則
この規則は、平成１７年１０月１日から施行する。
附　則（抄）
1　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。
附　則

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１８年５月１２日から施行し、この規則による改正後の東京大学大学院情報理工学系研究科規則の規定は、平成１８年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成１８年１２月２２日から施行し、この規則による改正後の東京大学大学院情報理工学系研究科規則の規定は、平成１８年１２月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年６月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２４年６月２８日から施行する。

附　則

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２８年６月２３日から施行する。

附　則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

１　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和５年１０月３０日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

別表　情報理工学系研究科授業科目（修士課程及び博士後期課程）

沿革

東京大学大学院情報理工学系研究科規則

体系情報

□第３編　学務
　▽第２章　大学院

沿革情報

◆平成１３年０３月１９日　　評議会可決
◇平成１３年０７月１０日
◇平成１４年０３月２９日
◇平成１５年０４月０１日
◇平成１６年０３月３１日
◇平成１６年０４月２０日
◇平成１７年０２月１８日
◇平成１７年０３月１７日
◇平成１７年０９月０６日
◇平成１８年０１月３０日
◇平成１８年０２月２２日
◇平成１８年０５月１２日
◇平成１８年１２月２２日
◇平成１９年０２月２０日
◇平成１９年０３月０９日
◇平成２０年０２月２５日
◇平成２１年０３月０６日
◇平成２２年０３月２６日
◇平成２３年０３月３０日
◇平成２３年０６月０１日
◇平成２４年０３月２７日
◇平成２４年０６月２８日
◇平成２５年０３月２７日
◇平成２６年０３月０７日
◇平成２７年０２月１７日

◇平成２８年０３月０３日
◇平成２８年０６月２３日
◇平成２９年０３月０１日
◇平成３０年０３月０９日
◇平成３１年０２月１９日
◇令和０２年０２月２５日
◇令和０３年０２月１６日
◇令和０４年０２月１４日
◇令和０５年０２月０８日
◇令和０５年１０月３０日
◇令和０６年０２月２１日
◇令和０７年０２月２８日
◇令和０８年０２月１８日